

## 文書料金改定のお知らせ

令和 8 年4月1日(水)より、下記のとおり文書料金を改定させていただきます。  
ご負担おかけしますが、ご理解・ご了承のほどよろしくお願いいたします。

文書 1 通あたりの料金 (税込み)

文書種別	改定前 (～R8. 3. 31)	改定後 (R8. 4. 1～)
普通診断書 (当院所定の様式のもの)	2, 200円	<u>3, 300円</u>
健康診断書 (当院所定の様式のもの)	2, 200円	<u>3, 300円</u>
上記以外の特別診断書	5, 500円 (又は3, 300円)	<u>5, 500円</u> <u>(一律)</u>
死亡診断書	3, 300円	3, 300円
死体検案書	5, 500円	5, 500円
診療報酬明細書	3, 300円	<u>5, 500円</u>
各種意見書・証明書 (医師等が作成するもの)	3, 300円	<u>5, 500円</u>
上記以外の各種意見書・証明書	1, 100円	1, 100円
同一文書を同時に 2 部以上発行する 場合	(増加分 1 通につき、 各文書料の半額)	<u>(各文書料 1 通の額)</u>

- ・ 同一文書を 2 部以上発行する場合、これまで増加分 1 通につき各文書料の半額をいただいておりますが、令和 8 年 4 月 1 日以降は各文書種別に応じた 1 通分の料金をいただきます (半額の対応はなくなります)
- ・ 発行済みの文書の当院控えをコピーしてそのままお渡しすることはできません。コピーをお渡しする場合、必ず当院で原本証明をさせていただきます。また、その場合は各文書種別に応じた 1 通分の料金をいただきます。
- ・ 発行済みの文書の再発行はできません。新規のお申込みと同様のお手続きと料金が必要となります。